

広島県告示第二百八十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団慈恵会 いまだ病院	広島市西区三篠町一丁目五 番一号	平成二十七年三月二十八日	更新
公立下蒲刈病院	呉市下蒲刈町下島二二二〇 番地四	平成二十七年三月二十八日	更新
神石高原町立病院	神石郡神石高原町小島一七 六三番地二	平成二十七年三月二十八日	更新